

## 議第36号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(使用料の納入期限)

第7条 と室及び病畜と室の使用料は、毎月の1日から末日までにとさつ又は解体をした獣畜に係る分を、その翌月の末日までに納入しなければならない。

2 副生物処理室及び従業員控室の使用料は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

別表使用料の欄中「1,753」を「1,928」に、「283」を「354」に、「545」を「834」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。